

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割がますます重要になっている。

一方、平成20年度から実施される地方法人事業税の一部国税化と都市部の税収を活用した地方再生対策費は、自治体間の財政力の格差是正としては不十分である。

このため、平成21年度予算は、深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方税の充実強化、国が果たす財政保障に必要な財源を確保することが重要である。

さらに、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を目指すことが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて、国と地方の税収配分5対5を実現する税源移譲及び地方交付税機能の強化により、地方財源の充実・強化を図ること。
- 2 自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化により是正を図ること。
- 3 上記対応に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	鳩	山	邦	夫	様
財務大臣	中	川	昭	一	様
厚生労働大臣	舛	添	要	一	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様